

平成29年第1回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件名	ページ 番号
議案第1号	平成28年度三豊市一般会計補正予算(第4号)	1
議案第2号	平成28年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	2
議案第3号	平成28年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)	3
議案第4号	平成28年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)	4
議案第5号	平成28年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	5
議案第6号	平成28年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)	6
議案第7号	平成28年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	7
議案第8号	平成28年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第3号)	8
議案第9号	平成28年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)	9
議案第10号	平成28年度三豊市水道事業会計補正予算(第2号)	10
議案第11号	平成28年度三豊市病院事業会計補正予算(第2号)	11
議案第12号	平成29年度三豊市一般会計予算	12
議案第13号	平成29年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算	13
議案第14号	平成29年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計予算	14
議案第15号	平成29年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計予算	15
議案第16号	平成29年度三豊市介護保険事業特別会計予算	16
議案第17号	平成29年度三豊市介護サービス事業特別会計予算	17
議案第18号	平成29年度三豊市集落排水事業特別会計予算	18
議案第19号	平成29年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計予算	19

議案番号	件名	ページ 番号
議案第20号	平成29年度三豊市港湾整備事業特別会計予算	20
議案第21号	平成29年度三豊市水道事業会計予算	21
議案第22号	平成29年度三豊市病院事業会計予算	22
議案第23号	三豊市子どもの貧困対策検討委員会設置条例の制定について	23
議案第24号	三豊市空家等の適正な管理に関する条例の制定について	26
議案第25号	組織機構改革に伴う関係条例の整備について	30
議案第26号	三豊市情報公開条例の一部改正について	32
議案第27号	三豊市個人情報保護条例の一部改正について	34
議案第28号	三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	37
議案第29号	三豊市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	41
議案第30号	三豊市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	44
議案第31号	三豊市農村公園条例の一部改正について	46
議案第32号	三豊市企業立地促進条例の一部改正について	48
議案第33号	三豊市都市計画審議会条例の一部改正について	50
議案第34号	三豊市原下工業団地整備基金条例の廃止について	52
議案第35号	三豊市がんばる企業応援事業補助金審査委員会設置条例の廃止について	54
議案第36号	香川県中部広域競艇事業組合規約の一部変更について	56
議案第37号	香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について(三豊市)	57
議案第38号	香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について(辻財産区)	58

議案番号	件名	ページ 番号
議案第39号	香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について(神田財産区)	59
議案第40号	香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について(河内財産区)	60
議案第41号	香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について(財田大野財産区)	61
議案第42号	香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について(大見財産区)	62
議案第43号	香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について(下高瀬財産区)	63
議案第44号	香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について(桑山財産区)	64
議案第45号	香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について(比地大財産区)	65
議案第46号	指定管理者の指定について(不動の滝カントリーパーク)	66
議案第47号	指定管理者の指定について(三豊市豊中コミュニティセンター)	67
議案第48号	指定管理者の指定について(三豊市立高瀬南部保育所)	68
議案第49号	指定管理者の指定について(三豊市山本町産地直売所)	69

議案第 1 号

平成 28 年度三豊市一般会計補正予算（第 4 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 28 年度三豊市一般会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 28 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 2 号

平成 2 8 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 8 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 9 年 2 月 2 8 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 3 号

平成 28 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 28 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 28 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第4号

平成28年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成29年2月28日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第5号

平成28年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成29年2月28日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第6号

平成28年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成29年2月28日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第7号

平成28年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成29年2月28日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 8 号

平成 28 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 28 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 28 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第9号

平成28年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成29年2月28日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第10号

平成28年度三豊市水道事業会計補正予算（第2号）

平成28年度三豊市水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成29年2月28日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 1 1 号

平成 2 8 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 2 号）

平成 2 8 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 9 年 2 月 2 8 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 12 号

平成 29 年度三豊市一般会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、平成 29 年度三豊市一般会計予算を別冊のと
おり提出する。

平成 29 年 2 月 28 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 13 号

平成 29 年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、平成 29 年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 28 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 14 号

平成 29 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、平成 29 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 28 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第15号

平成29年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計予算

地方自治法第211条の規定により、平成29年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成29年2月28日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第16号

平成29年度三豊市介護保険事業特別会計予算

地方自治法第211条の規定により、平成29年度三豊市介護保険事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成29年2月28日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 17 号

平成 29 年度三豊市介護サービス事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、平成 29 年度三豊市介護サービス事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 28 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第18号

平成29年度三豊市集落排水事業特別会計予算

地方自治法第211条の規定により、平成29年度三豊市集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成29年2月28日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第19号

平成29年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計予算

地方自治法第211条の規定により、平成29年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成29年2月28日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第20号

平成29年度三豊市港湾整備事業特別会計予算

地方自治法第211条の規定により、平成29年度三豊市港湾整備事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成29年2月28日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 21 号

平成 29 年度三豊市水道事業会計予算

地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により、平成 29 年度三豊市水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 28 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 22 号

平成 29 年度三豊市病院事業会計予算

地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により、平成 29 年度三豊市病院事業会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 28 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 23 号

三豊市子どもの貧困対策検討委員会設置条例の制定について

三豊市子どもの貧困対策検討委員会設置条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 28 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市子どもの貧困対策検討委員会設置条例

(設置)

第1条 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第4条の規定に基づき、子どもの貧困対策に関し、本市の状況に応じた施策を策定し、及び実施するため、三豊市子どもの貧困対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、子どもの貧困対策に関する計画を策定し、及びその計画に基づき実施する施策の内容を検討する。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育委員会の代表者
- (3) 民生委員・児童委員の代表者
- (4) 事業主団体の代表者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 福祉関係団体の代表者
- (7) 健康福祉部長
- (8) 教育部長
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再委嘱され、又は再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、委員のうち会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(最初の検討委員会の招集)

- 2 検討委員会については、委員長が選任されるまでの間は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 三豊市保育所運営計画策定委員会委員	日額 8,000	」を
「 保育所運営計画策定委員会委員	日額 8,000	」に改める。
子どもの貧困対策検討委員会委員	日額 8,000	

議案第 24 号

三豊市空家等の適正な管理に関する条例の制定について

三豊市空家等の適正な管理に関する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 28 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市空家等の適正な管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等の適切な管理及び活用の促進を図るため、市、空家等の所有者等及び市民の責務を明らかにするとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、適切な管理が行われていない空家等の措置について必要な事項を定めることにより、市民等の生命、身体及び財産を保護し、並びに良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例に特段の定めのない限り、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「市民等」とは、市の区域内に居住し、勤務し、若しくは在学し、又は滞在する者及び事業活動を行う者をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者等は、法第3条の規定により、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう空家等の適切な管理を行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、法第4条の規定により、法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講じるものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、特定空家等の増加防止を図るため、一人一人が主体的に、及びそれぞれが協力し、安全で良好な生活環境の確保に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 特定空家等であると疑われる空家等を発見した市民等は、市にその情報を提供するよう努めるものとする。

(空家等対策計画)

第6条 市は、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第6条第1項の規

定により、三豊市空家等対策計画を定めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第7条 市は、法第12条の規定により、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第8条 市は、法第13条の規定により、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講じるものとする。

(特定空家等の認定基準)

第9条 市長は、法第2条第2項の特定空家等と認めるに当たっての基準（以下「認定基準」という。）を定めるものとする。

2 市長は、認定基準を定め、又はこれを改定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(特定空家等に対する措置)

第10条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、法第14条の規定により特定空家等に対する措置を講じるときは、当該特定空家等が現にもたらしめている、又はそのまま放置した場合に予見される周辺の建築物、通行人等に対する悪影響の有無、程度及び切迫性を勘案して総合的に判断するものとする。

2 法第14条第2項及び第3項に規定する相当の猶予期限は、対象となる特定空家等を整理するための期間及び措置の実施に要する期間を合計した期間を標準とする。

(緊急安全措置)

第11条 市長は、特定空家等について、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状態が切迫していると認めるときは、その危険な状態を回避するため必要な最小限度の措置を講じることができる。

2 市長は、前項の規定による措置を講じたときは、当該措置に係る特定空家等の所在地及び当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知するものとする。

3 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該特定空家等の所有者等から徴収することができる。

(関係機関への協力要請)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他関係機関に対し、特定空家等の所在地及び物的状態の内容に関する情報を提供し、当該物的状態を解消するために必要な協力を要請することができる。

(協議会)

第13条 法第7条第1項の規定により、三豊市空家等対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

(1) 第6条に規定する空家等対策計画の策定及び変更に関すること。

(2) 法第14条に規定する措置に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、空家等対策に関し必要な事項

3 協議会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、法第7条第2項に規定する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再委嘱されることができる。

7 会長は、市長をもって充てる。

8 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

9 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

10 協議会の庶務は、建設経済部建築課において処理する。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、空家等の適正な管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表都市計画審議会委員の項の次に次のように加える。

空家等対策推進協議会委員	月額 8,000
--------------	----------

議案第 25 号

組織機構改革に伴う関係条例の整備について

組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 28 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例

(三豊市総合計画審議会条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「政策部企画財政課」を「政策部田園都市推進課」に改める。

- (1) 三豊市総合計画審議会条例（平成18年三豊市条例第278号）第7条
- (2) 三豊市男女共同参画社会づくり推進協議会設置条例（平成19年三豊市条例第6号）
第8条
- (3) 三豊市事務事業外部評価委員会設置条例（平成21年三豊市条例第33号）第7条
- (4) 三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置条例（平成27年三豊市条例第1号）第7条

(三豊市行政改革推進委員会設置条例の一部改正)

第2条 三豊市行政改革推進委員会設置条例（平成19年三豊市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条中「政策部企画財政課」を「政策部財政課」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 26 号

三豊市情報公開条例の一部改正について

三豊市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 28 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市情報公開条例の一部を改正する条例

三豊市情報公開条例（平成 18 年三豊市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項を次のように改める。

行政文書の開示に係る手数料は、無料とする。

第 16 条第 3 項を削る。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 16 条の規定は、この条例の施行の日以後に受理した第 6 条第 1 項の公開請求について適用し、同日前に受理した公開請求については、なお従前の例による。

議案第 27 号

三豊市個人情報保護条例の一部改正について

三豊市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 28 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市個人情報保護条例の一部を改正する条例

三豊市個人情報保護条例（平成 18 年三豊市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第 2 号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

第 2 条中第 10 項を第 12 項とし、第 9 項を第 11 項とし、第 8 項を第 10 項とし、同条第 7 項中「第 2 項」の次に「（これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。第 35 条第 2 号において同じ。）」を加え、同項を同条第 9 項とし、同条中第 6 項を第 8 項とし、第 2 項から第 5 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又

は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第6条第4項中「思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第13条第1項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加え、同条第2項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第17条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第25条第2項中「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）」を削る。

第36条第2項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

議案第28号

三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月28日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 18 年三豊市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項、第 4 条第 2 項及び第 5 条中「規則の」を「規則で」に改める。

第 9 条第 1 項及び第 2 項中「達するまでの子」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を加える。

第 10 条第 4 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、「この場合において」の次に「、第 1 項中「3 歳に満たない子を養育する職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり」を加え、「あるのは「要介護者のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「あり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第 1 項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第 2 項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）における」に改める。

第 10 条の 2 第 1 項及び第 12 条第 1 項中「規則の」を「規則で」に改める。

第 13 条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第 17 条第 1 項を次のように改める。

介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その

他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員にあっては、規則で定める期間)を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

第17条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員にあっては、規則で定める期間)の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第17条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、三豊市職員の給与に関する条例第21条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第18条の見出し中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改め、同条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に、「規則の」を「規則で」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(介護休暇に関する経過措置)

2 改正前の第18条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、この条例

の施行日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員にあつては、規則で定める期間。以下同じ。）を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の第 17 条第 1 項に規定する指定期間については、任命権者は、規則で定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

議案第 29 号

三豊市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

三豊市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 28 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

三豊市職員の育児休業等に関する条例（平成 18 年三豊市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者）

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第 2 7 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童とする。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第 3 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第 5 条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除された場合

第 1 0 条第 2 項中「を承認されている職員」を「又は勤務時間、休暇等に関する条

例第17条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員」に、「を承認されている時間」を「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第30号

三豊市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

三豊市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月28日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

三豊市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 28 年三豊市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち三豊市職員の給与に関する条例第 1 3 条第 3 項の改正規定中「8 級であるもの」の次に「及び医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級であるもの」を加え、「行 8 級職員」を「行 8 級職員等」に改める。

第 2 条のうち三豊市職員の給与に関する条例第 1 4 条第 3 項の改正規定中「行 8 級職員」を「行 8 級職員等」に改める。

附則第 3 条第 1 項から第 3 項までの規定中「8 級であるもの」の次に「及び医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級であるもの」を加え、「行 8 級職員」を「行 8 級職員等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 31 号

三豊市農村公園条例の一部改正について

三豊市農村公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 28 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市農村公園条例の一部を改正する条例

三豊市農村公園条例（平成 18 年三豊市条例第 160 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び農村集落居住者の日常的な健康増進と憩いの場を提供する」を「並びに農村集落居住者の健康増進及び憩いの場の提供の」に改める。

第 3 条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表三豊市高瀬町上分西公園の項中「三豊市高瀬町新名 8 9 4 番地」を「三豊市高瀬町新名 8 9 4 番地 1」に改め、同表三豊市高瀬町上分東公園の項中「1 3 3 4 番地 7」を「1 3 3 2 番地 7」に改め、同表三豊市豊中町眉山農村公園の項を削る。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 32 号

三豊市企業立地促進条例の一部改正について

三豊市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 28 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市企業立地促進条例の一部を改正する条例

三豊市企業立地促進条例（平成 23 年三豊市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「又は情報処理関連施設」を「、情報処理関連施設又は試験研究施設」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 試験研究施設 技術革新の進展に即応した高度な技術を開発し、又は当該技術を製品の開発若しくは生産に利用するための試験又は研究の用に供する施設をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 2 条第 6 号及び第 7 号の規定は、この条例の施行の日以後に受理した第 3 条第 2 項の申請について適用し、同日前に受理した申請については、なお従前の例による。

議案第 33 号

三豊市都市計画審議会条例の一部改正について

三豊市都市計画審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 28 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

三豊市都市計画審議会条例（平成 18 年三豊市条例第 191 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 34 号

三豊市原下工業団地整備基金条例の廃止について

三豊市原下工業団地整備基金条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 28 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市原下工業団地整備基金条例を廃止する条例

三豊市原下工業団地整備基金条例（平成 18 年三豊市条例第 98 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 35 号

三豊市がんばる企業応援事業補助金審査委員会設置条例の廃止について

三豊市がんばる企業応援事業補助金審査委員会設置条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 28 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市がんばる企業応援事業補助金審査委員会設置条例を廃止する条例

三豊市がんばる企業応援事業補助金審査委員会設置条例（平成 27 年三豊市条例第 4 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（三豊市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 三豊市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年三豊市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

別表がんばる企業応援事業補助金審査委員会委員の項を削る。

議案第 36 号

香川県中部広域競艇事業組合同規約の一部変更について

地方自治法第 286 条第 2 項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり香川県中部広域競艇事業組合同規約の一部を変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 28 日提出

三豊市長 横山 忠始

香川県中部広域競艇事業組合同規約の一部を変更する規約

香川県中部広域競艇事業組合同規約（昭和 43 年香川県告示第 18 号）の一部を次のように変更する。

第 4 条中「丸亀市競艇事業局内」を「丸亀市ボートレース事業局内」に改める。

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 37 号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について（三豊市）

地方自治法第 289 条の規定により、平成 29 年 3 月 31 日をもって、香川縣市町総合事務組合から三観衛生組合が脱退することに伴う財産処分を、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり定めることについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 28 日提出

三豊市長 横山 忠始

平成 29 年 3 月 31 日をもって香川縣市町総合事務組合負担金条例（平成 16 年香川縣市町総合事務組合条例第 14 号。以下「負担金条例」という。）第 13 条及び第 15 条の規定により、三観衛生組合へ退職手当支給事務に係る負担金及び非常勤補償等事務に係る負担金の一部を還付することとなる場合においては、負担金条例第 13 条及び第 15 条の規定により計算した額を、香川縣市町総合事務組合財政調整基金に関する条例（平成 16 年香川縣市町総合事務組合条例第 13 号）第 5 条第 2 号の規定により退職手当基金及び非常勤職員公務災害補償等基金の一部を処分して支払うものとする。

議案第 38 号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について（辻財産区）

地方自治法第 289 条の規定により、平成 29 年 3 月 31 日をもって、香川縣市町総合事務組合から三観衛生組合が脱退することに伴う財産処分を、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり定めることについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 28 日提出

辻財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

平成 29 年 3 月 31 日をもって香川縣市町総合事務組合負担金条例（平成 16 年香川縣市町総合事務組合条例第 14 号。以下「負担金条例」という。）第 13 条及び第 15 条の規定により、三観衛生組合へ退職手当支給事務に係る負担金及び非常勤補償等事務に係る負担金の一部を還付することとなる場合においては、負担金条例第 13 条及び第 15 条の規定により計算した額を、香川縣市町総合事務組合財政調整基金に関する条例（平成 16 年香川縣市町総合事務組合条例第 13 号）第 5 条第 2 号の規定により退職手当基金及び非常勤職員公務災害補償等基金の一部を処分して支払うものとする。

議案第 39 号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について（神田財産区）

地方自治法第 289 条の規定により、平成 29 年 3 月 31 日をもって、香川縣市町総合事務組合から三観衛生組合が脱退することに伴う財産処分を、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり定めることについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 28 日提出

神田財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

平成 29 年 3 月 31 日をもって香川縣市町総合事務組合負担金条例（平成 16 年香川縣市町総合事務組合条例第 14 号。以下「負担金条例」という。）第 13 条及び第 15 条の規定により、三観衛生組合へ退職手当支給事務に係る負担金及び非常勤補償等事務に係る負担金の一部を還付することとなる場合においては、負担金条例第 13 条及び第 15 条の規定により計算した額を、香川縣市町総合事務組合財政調整基金に関する条例（平成 16 年香川縣市町総合事務組合条例第 13 号）第 5 条第 2 号の規定により退職手当基金及び非常勤職員公務災害補償等基金の一部を処分して支払うものとする。

議案第40号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について（河内財産区）

地方自治法第289条の規定により、平成29年3月31日をもって、香川縣市町総合事務組合から三観衛生組合が脱退することに伴う財産処分を、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり定めることについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成29年2月28日提出

河内財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

平成29年3月31日をもって香川縣市町総合事務組合負担金条例（平成16年香川縣市町総合事務組合条例第14号。以下「負担金条例」という。）第13条及び第15条の規定により、三観衛生組合へ退職手当支給事務に係る負担金及び非常勤補償等事務に係る負担金の一部を還付することとなる場合においては、負担金条例第13条及び第15条の規定により計算した額を、香川縣市町総合事務組合財政調整基金に関する条例（平成16年香川縣市町総合事務組合条例第13号）第5条第2号の規定により退職手当基金及び非常勤職員公務災害補償等基金の一部を処分して支払うものとする。

議案第 4 1 号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について（財田大野財産区）

地方自治法第 2 8 9 条の規定により、平成 2 9 年 3 月 3 1 日をもって、香川縣市町総合事務組合から三観衛生組合が脱退することに伴う財産処分を、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり定めることについて、同法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 2 9 年 2 月 2 8 日提出

財田大野財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

平成 2 9 年 3 月 3 1 日をもって香川縣市町総合事務組合負担金条例（平成 1 6 年香川縣市町総合事務組合条例第 1 4 号。以下「負担金条例」という。）第 1 3 条及び第 1 5 条の規定により、三観衛生組合へ退職手当支給事務に係る負担金及び非常勤補償等事務に係る負担金の一部を還付することとなる場合においては、負担金条例第 1 3 条及び第 1 5 条の規定により計算した額を、香川縣市町総合事務組合財政調整基金に関する条例（平成 1 6 年香川縣市町総合事務組合条例第 1 3 号）第 5 条第 2 号の規定により退職手当基金及び非常勤職員公務災害補償等基金の一部を処分して支払うものとする。

議案第 4 2 号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について（大見財産区）

地方自治法第 2 8 9 条の規定により、平成 2 9 年 3 月 3 1 日をもって、香川縣市町総合事務組合から三観衛生組合が脱退することに伴う財産処分を、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり定めることについて、同法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 2 9 年 2 月 2 8 日提出

大見財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

平成 2 9 年 3 月 3 1 日をもって香川縣市町総合事務組合負担金条例（平成 16 年香川縣市町総合事務組合条例第 14 号。以下「負担金条例」という。）第 1 3 条及び第 1 5 条の規定により、三観衛生組合へ退職手当支給事務に係る負担金及び非常勤補償等事務に係る負担金の一部を還付することとなる場合においては、負担金条例第 1 3 条及び第 1 5 条の規定により計算した額を、香川縣市町総合事務組合財政調整基金に関する条例（平成 16 年香川縣市町総合事務組合条例第 13 号）第 5 条第 2 号の規定により退職手当基金及び非常勤職員公務災害補償等基金の一部を処分して支払うものとする。

議案第 4 3 号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について（下高瀬財産区）

地方自治法第 2 8 9 条の規定により、平成 2 9 年 3 月 3 1 日をもって、香川縣市町総合事務組合から三観衛生組合が脱退することに伴う財産処分を、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり定めることについて、同法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 2 9 年 2 月 2 8 日提出

下高瀬財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

平成 2 9 年 3 月 3 1 日をもって香川縣市町総合事務組合負担金条例（平成 1 6 年香川縣市町総合事務組合条例第 1 4 号。以下「負担金条例」という。）第 1 3 条及び第 1 5 条の規定により、三観衛生組合へ退職手当支給事務に係る負担金及び非常勤補償等事務に係る負担金の一部を還付することとなる場合においては、負担金条例第 1 3 条及び第 1 5 条の規定により計算した額を、香川縣市町総合事務組合財政調整基金に関する条例（平成 1 6 年香川縣市町総合事務組合条例第 1 3 号）第 5 条第 2 号の規定により退職手当基金及び非常勤職員公務災害補償等基金の一部を処分して支払うものとする。

議案第 4 4 号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について（桑山財産区）

地方自治法第 2 8 9 条の規定により、平成 2 9 年 3 月 3 1 日をもって、香川縣市町総合事務組合から三観衛生組合が脱退することに伴う財産処分を、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり定めることについて、同法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 2 9 年 2 月 2 8 日提出

桑山財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

平成 2 9 年 3 月 3 1 日をもって香川縣市町総合事務組合負担金条例（平成 16 年香川縣市町総合事務組合条例第 14 号。以下「負担金条例」という。）第 1 3 条及び第 1 5 条の規定により、三観衛生組合へ退職手当支給事務に係る負担金及び非常勤補償等事務に係る負担金の一部を還付することとなる場合においては、負担金条例第 1 3 条及び第 1 5 条の規定により計算した額を、香川縣市町総合事務組合財政調整基金に関する条例（平成 16 年香川縣市町総合事務組合条例第 13 号）第 5 条第 2 号の規定により退職手当基金及び非常勤職員公務災害補償等基金の一部を処分して支払うものとする。

議案第 45 号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について（比地大財産区）

地方自治法第 289 条の規定により、平成 29 年 3 月 31 日をもって、香川縣市町総合事務組合から三観衛生組合が脱退することに伴う財産処分を、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり定めることについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 28 日提出

比地大財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

平成 29 年 3 月 31 日をもって香川縣市町総合事務組合負担金条例（平成 16 年香川縣市町総合事務組合条例第 14 号。以下「負担金条例」という。）第 13 条及び第 15 条の規定により、三観衛生組合へ退職手当支給事務に係る負担金及び非常勤補償等事務に係る負担金の一部を還付することとなる場合においては、負担金条例第 13 条及び第 15 条の規定により計算した額を、香川縣市町総合事務組合財政調整基金に関する条例（平成 16 年香川縣市町総合事務組合条例第 13 号）第 5 条第 2 号の規定により退職手当基金及び非常勤職員公務災害補償等基金の一部を処分して支払うものとする。

議案第46号

指定管理者の指定について（不動の滝カントリーパーク）

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

1 指定管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 不動の滝カントリーパーク
- (2) 位 置 香川県三豊市豊中町岡本3567番地6

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県三豊市豊中町本山甲201番地1
- (2) 名 称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊豊中
- (3) 代表者 理事長 野田 卓三

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成29年2月28日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第47号

指定管理者の指定について（三豊市豊中コミュニティセンター）

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

1 指定管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市豊中コミュニティセンター
- (2) 位 置 香川県三豊市豊中町岡本3567番地6

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県三豊市豊中町本山甲201番地1
- (2) 名 称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊豊中
- (3) 代表者 理事長 野田 卓三

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成29年2月28日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第48号

指定管理者の指定について（三豊市立高瀬南部保育所）

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

1 指定管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市立高瀬南部保育所
- (2) 位 置 香川県三豊市高瀬町下麻653番地2

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都千代田区神田神保町二丁目30番地
- (2) 名 称 株式会社小学館集英社プロダクション
- (3) 代表者 代表取締役社長 都築 伸一郎

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成39年3月31日まで

平成29年2月28日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第49号

指定管理者の指定について（三豊市山本町産地直売所）

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

1 指定管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市山本町産地直売所
- (2) 位 置 香川県三豊市山本町神田3549番地1

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県三豊市山本町神田3549番地1
- (2) 名 称 有限会社 山本ふれあい市
- (3) 代表者 取締役 岩倉 光義

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

平成29年2月28日提出

三豊市長 横山 忠始